九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「三都賦」劉逵注の注釈態度

栗山，雅央
九州大学大学院博士後期課程

https://doi.org/10.15017/20551

出版情報：中国文学論集. 40, pp.8-22, 2011-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

「三都賦」劉逵注の注釈態度

栗山雅央

一、劉逵注の特異性

西晋の武帝期（二六五―二九〇）に発表された左思「三都賦」には、張載、劉逵、衛権等の同時代人による注釈が存在する。[1] 特に劉逵注は、晋代以前より行われていた経書への注釈や三国から晋代にかけて徐々に始まった辞賦作品への注釈と比較した際、その注釈方式に明確な特異性を認めることができる。

劉逵注は現在、「蜀都賦」「呉都賦」（『文選』巻四、五及び『文選集注』巻八、九）に遺っており、佚文蒐集の重要な資料であるばかりか、その詳細な注釈内容は、「三都賦」制作が三国統一の時期に当たることを考慮すれば、その時代状況を窺い知る上で看過できないものでもある。まず劉逵注の特徴を端的に示す例を「呉都賦」より挙げよう（本稿所掲の賦本文と注に引用される本文の字句はゴチックで示す。以下同じ）。

其下則梟羊麤狼、猰㺄猶象　　其の下は則ち梟羊（けうやう）麤狼（さいらう）、猰㺄（あつゆ）猶（ちゅ）象（ざう）、

烏塗之族、犀兕之黨　　烏塗（うと）の族、犀兕（せいじ）の党あり。　（其233～236句）

【劉逵注】『爾雅』曰、**梟羊**、一曰萬萬。如人。面長脣黑、身有毛及踵。見人則笑。亦『海南經』所云也。『異物志』曰、**麤狼**、大如麋。角前有岐下出、反向上。長者四五尺。廣州有之。常居平地、不得入山林。『山海經』曰、南海之外有**猰㺄**、狀如猶。龍首、食人也。**猶**、虎屬也。或曰、能化爲人也。**象**、生九眞日南山中。大者、其牙鼻長一丈、墮牙。**烏塗**、虎也。江淮間、謂虎爲**烏塗**。**犀**、狀如水牛、頭似猪、四足類**象**、倉黑色。一角當額前

刺。鼻上角亦墮也。又有小角、長五六寸、獨不墮。性好食棘、口中常灑血。武陵以南山中有之。**兕**、獸也。似牛。[2]

呉の領域内に生息する動物を列挙した部分である。劉逵は『爾雅』『異物志』『山海経』等の文献資料を一つ一つ具さに挙げ、本文に現れる動物の形状や生息地域、生態系等を詳細に説明する。このように文献資料を数多く引用し詳細に説明する注釈方式は、旧来の注釈には見られない劉逵注の特質である。

従来、注釈は主に経書に対して施され、辞賦等の所謂文学作品がその対象となることは稀であった。晋代以前の主な辞賦注釈には後漢の王逸『楚辞章句』が挙げられる。王逸の注釈方式の特徴は、[3]『楚辞』本文の字義の説明、本文全体の通釈、本文に含まれる比喩の解説の三点に集約される。かかる注釈方式は三国時代以降も、薛綜の「二京賦注」や郭璞の「子虚上林賦注」等に確認できる。まず、「東京賦」の薛綜注（『文選』巻三）を挙げよう。

於是孟春元日、羣后旁戾　　是に於て孟春元日、群后旁（あまね）く戾る。

百僚師師、于斯胥洎　　百僚 師師として、斯に胥（あ）ひ洎（およぶ）す。　（其251～254句）

【薛綜注】『尚書』曰、正月**元日**、舜格于文祖。**孟春**、正月也。**元日**、正日也。**羣后**、公卿之徒也。**旁**、四方也。**戾**、至也。言諸侯正月一日従四方而至、各來朝享天子也。『尚書』曰、**百僚師師**。**百僚**、謂百官也。**師師**、謂相師法也。**胥**、相也。**洎**、及也。言元日百官於此相連及而來朝賀也。[4]

正月元日の朝廷の様子を描写した部分である。薛綜注は前二句及び後二句に対して、『尚書』を引用し本文が経書に基づく叙述であることを述べる。その後、字義の説明が行われ、最後に二句全体の通釈が行われる。薛綜注にも劉逵注と同様に文献資料の引用が見られるが、その引用書は殆どが『史記』『漢書』及び経書であり、後に詳述するが、劉逵注で引用される文献とは大きく異なっている。

続いて、劉逵より時代の下る「子虚賦」（『文選』巻七）に対する東晋の郭璞注を挙げよう。

其上則有鵷鶵孔鸞、騰遠射干　　其の上には則ち鵷鶵（えんすう）孔鸞（こうらん）、騰遠（とうえん）射干（やかん）有り。

其下則有白虎玄豹、蟃蜒貙犴　　其の下には則ち白虎 玄豹、蟃蜒（まんえん）貙（ちゅ）犴（かん）有り。　（其99～102句）

【郭璞注】**蟃蜒**、大獸、似貍、長百尋。**貙**、似貍而大。**犴**、胡地野犬也。似狐而小。**蟃**、音萬。[5]

先に挙げた「呉都賦」劉逵注と同様、動物を列挙する部分である。上述の劉逵注と比較すればその違いは歴然であり、郭璞は前二句には何ら注釈を施さず、後二句も本文中の動物に対して「貙は貍に似て大なり」と、想像可能な動物との大小比較により簡潔に説明するのみである。かかる薛綜や郭璞の注釈方式は王逸『楚辞章句』の系統に位置付けられ、その特徴は字義説明と本文通釈であると判断できる。

では、他の辞賦注釈と比較した際、何故劉逵注は注釈方式が大きく異なるのか。文献を数多く引用する劉逵の注釈方式は後世の李善注に影響を与えたものとして知られるが[6]、その特質が如何にして成立したかは未だ充分に論究されていない。本稿は、劉逵注を分析し、その特異性を明らかにするとともに、劉逵注成立の要因について考察することを主たる目的とする。

二、劉逵注の引用書の傾向

劉逵注の特質について「蜀都賦」「呉都賦」より具体例を挙げ、更に詳細に分析したい。まずは「蜀都賦」の劉逵注を挙げる。

於是乎卭竹緣嶺、菌桂臨崖　　是に於て卭竹（きょうちく）嶺に縁り、菌桂（きんけい）崖に臨む。
旁挺龍目、側生荔支　　旁（かたは）らに龍目（りょうもく）を挺（ぬきん）で、側（かたは）らに荔支（れいし）を生ず。　（其37～40句）

【劉逵注】**卭竹**出興古盤江以南。竹實中而高節可以作杖。『神農本草經』曰、**菌桂**出交阯、員如竹爲衆藥通使。一曰菌薫也。葉曰薫、根曰薫。『南裔志』曰、**龍眼荔支**、**荔支**生朱提南廣縣、犍爲僰道縣。從僰道隨江東至巴郡江州縣、往往有**荔支**。**荔支**樹、高五六丈。常以夏至其實變赤可食。**龍眼**似**荔支**、其實赤可食。**卭竹・菌桂・龍眼・荔支**、皆冬生不枯、鬱茂於山林也[7]。

蜀に産出する植物を列挙した部分である。劉逵は本文中の「卭竹」「菌桂」「龍目」「荔支」四種の植物に対し、「菌桂」については『神農本草経』を、「龍目（龍眼）」「荔支」については『南裔志』を引用し、冒頭で示した「呉都賦」に描かれる動物に対する注釈と同様に生育地域やその用途等を具体的に説明している。

このように、劉逵は注釈を施すに当たって積極的に既存の文献資料を引用し、その引用文献も地方志や地理書に類するものが中心である。上述の劉逵注では『山海経』『異物志』『南裔志』が該当する。更に「蜀都賦」の劉逵注中に地方志が引用される例を挙げよう。

蠍蛸山栖、元龜水處　　（其99～100句）

【劉逵注】蠍蛸（へつい）は山に栖み、元亀は水に処る。

蠍蛸、鳥名也。如今之所謂山鷄。其雄色斑、雌色黒、出巴東。**元龜**、大龜也。譙周『異物志』曰、涪淩多大龜、其甲可以卜。其緣中叉似蝳瑁、俗名曰靈叉。[8]

山海に生息する動物を挙げた部分である。劉逵は「元亀」を「大亀」と注した上で、譙周『異物志』を引用して「大亀」の具体的説明を行っている。かかる二段階の説明は、旧来の注釈には見られない入念な注釈方式である。更に「呉都賦」より例を挙げる。

其果則丹橘餘甘、荔枝之林　　（其259～260句）

【劉逵注】薛瑩『荊楊以南異物志』曰、**餘甘**、如升李、核有刺。初食之味苦、後口中更甘。高涼建安郡皆有之。

荔枝樹、生山中。葉緑色、實正赤、肉正白、味甘。[9]

呉域に産する果物を挙げた部分である。劉逵は薛瑩『荊楊以南異物志』を引用し、詳細に「餘甘」を説明する。このように劉逵が地方志を多数引用する原因には、「三都賦」制作時に地方志編纂が盛行した点が指摘できる。

地方志の編纂自体は後漢末期から既に見られる現象であるが、その数量が急速に増加するのは三国の動乱期から西晋王朝による三国統一以降のことである。[10] 西晋王朝が三国を統一する上で呉蜀二国の実状を把握する必要性が現実の政治課題として存在したためであり、[11] 三国統一後に西晋人士の関心が辺境地域にまで拡大したためである。先に挙げた譙周『異物志』や薛瑩『荊楊以南異物志』は、まさに西晋王朝が三国を統一しようとする時期に編纂されている。譙周は蜀主劉禪に魏への降伏を進言した人物であり、『異物志』は蜀漢滅亡の景元四年（二六三）、もしくは彼が没した泰始六年（二七〇）までには編纂されていよう。また、薛瑩は張衡「二京賦」に注釈を施した薛綜の子であり、孫呉滅亡後の太康三年（二八二）に没したが、太康元年（二八〇）には既に洛陽に在住していたため、[12]『荊楊以南異物志』もこの時期までには完成していると考えてよい。これらの書物は、何れも太康三年に完成した

「三都賦」と編纂時期が非常に近く、当時の最新資料と言えるのである。

では、劉逵はこれらの地方志を如何なる経緯で入手し参照したのか。西晋期にも張華のように文献を大量に所有した人士は存在するものの、彼のような存在は非常に稀であり、多くの人士にとって個人的な文献の所蔵は困難であった。[13] かかる歴史的背景を考慮すれば、劉逵は西晋王室の蔵書を利用したと考えるべきであり、事実「呉都賦」の劉逵注の中には宮中の蔵書と思われる文献の引用が確認できる。

思比屋於傾宮、畢結瑤而搆瓊　屋を傾宮に比せんことを思ひ、畢く瑤を結びて瓊を搆ふ。（其361～362句）

【劉逵注】「汲郡地中古文册書」曰、桀築**傾宮**、飾**瑤**臺。紂作**瓊**室、立玉門。言其夸麗。[14]

呉の宮殿の描写である。劉逵は「傾宮」「瑤」「瓊」の三語に対して、「汲郡地中古文册書」即ち「汲冢書」を指すが、ここでは『竹書紀年』を引用し、夏の桀王及び殷の紂王による豪奢な宮殿の造営を述べる。これらの字句は、『文選集注』所引『文選鈔』が挙げる揚雄「甘泉賦」や『淮南子』にも見え、先行例は乏しくない。しかし、劉逵が敢えて『竹書紀年』を引用したことから、彼の引用文献の選択に対する明確な意図が看取されるのである。

ここで、劉逵が引用した「汲冢書」について確認したい。[15] 荀勗（？―二八九）の『穆天子伝』序文には、「汲冢書」の出土から整理までの経緯が以下のように記されている。

古文穆天子傳者、太康二年、汲縣民不准盗發古塚所得書也。皆竹簡素絲編。以臣勗前所考定古尺度其簡、長二尺四寸。以墨書、一簡四十字。……汲郡收書不謹、多毀落殘缺。雖其言不典、皆是古書、頗可觀覽。謹以二尺黄紙寫上。請事平、以本簡書及所新寫、竝付祕書繕寫、藏之中經、副在三閣。謹序。

『古文穆天子伝』は、太康二年、汲県の民 不准（準）古塚を盗発して得し所の書なり。皆な竹簡にして素絲もて編めり。臣勗前に考定せし所の古尺を以て其の簡を度れば、長さ二尺四寸。墨以て書し、一簡四十字なり。……汲郡 書を収むれども謹ならざれば、多く毀落残欠す。其の言は典ならずと雖も、皆な是れ古の書なれば、頗る観覧すべし。謹みて二尺の黄紙以て写し上る。事の平らかにして、本の簡書及び新たに写す所を以て、並びに秘書に付して繕写せしめ、之を中経に蔵し、副は三閣に在らしめんことを請ふ。謹みて序す。

荀勗が校訂した『穆天子伝』は、太康二年（二八一）に汲郡の古墳から竹簡が絹糸で綴じられた状態で発見され、

一簡の長さは二尺四寸（約55・4㎝）、一簡につき四十字が記されていた。これらの竹簡は黄紙に書写された上で武帝に上呈され、西晋王朝の宮中に収蔵されたという。『竹書紀年』等の他の「汲冢書」も同様の経緯で宮中に収蔵されている。『晋書』巻五十一束皙伝は、以下のように当時の状況を伝える。

初太康二年、汲郡人不準盗發魏襄王墓、或言安釐王冢、得竹書數十車。……初發冢者燒策照取寶物、及官收之、多燼簡斷札、文既殘缺。不復詮次。武帝以其書付祕書校綴次第、尋考指歸、而以今文寫之。皙在著作、得觀竹書、隨疑分釋、皆有義證。

初め太康二年、汲郡の人 不準 魏の襄王墓、或は安釐王冢と言ふを盗発し、竹書数十車を得。……初め発冢者策を焼きて照らして宝物を取れば、官の之を収むるに及び、燼簡断札多く、文既に残欠す。復た詮次せず。武帝其の書を以て秘書に付し次第を校綴して、指帰を尋考し、而して今文を以て之を写さしむ。（束）皙 著作に在りて、竹書を観るを得れば、疑に随ひて分釈するに、皆な義証有り。

「汲冢書」を発見した経緯は『穆天子伝』と同様である。武帝は「汲冢書」を秘書省に預け、簡牘の順次を整理した上で本文の判読に努め、今文による書写を命じたとある。つまり、西晋王朝による整理校訂作業が行われたのである。束皙が佐著作郎に就いたのは元康六年（二九六）以降であるが[16]、この時に「汲冢書」を参照する機会を得たという『晋書』の筆致からは、当時「汲冢書」が参照困難であったことが読み取れよう[17]。先に劉逵が敢えて「汲冢書」を引用したことを述べたが、そこには劉逵の宮中の最新資料を利用しようとする意図を見出し得るのである。

劉逵は注釈中に大量の文献を引用し、その引用文献も地方志等の当時の最新資料が中心であった。また「三都賦」制作と同時期に発見された「汲冢書」の引用からは、劉逵が西晋王朝による蒐集整理事業を経た文献を閲覧可能であった点が指摘できる。これらは他の辞賦注釈には見出せない、劉逵注独自の特質である。

三、劉逵の官歴

劉逵は何故宮中の蔵書を閲覧できたのか。劉逵の事跡は殆ど不明であるが、現存する資料を順次挙げて彼の官歴

を確認したい。まず『文選集注』巻八に遺る集注編者の案語を挙げよう。

今雖列其異同、且依臧爲定。劉逵自尚書郎爲陽翟令、與傅威（ママ）・陸機・杜育同時。

今其の異同を列ぬと雖も、且く臧（栄緒）に依りて定と為す。劉逵は尚書郎自り陽翟令と為り、傅威（咸の誤り）・陸機・杜育と時を同じくす。

ここでは、劉逵が尚書郎で起家し[18]、陽翟令に任じられたことが判る。陽翟（現在の河南省禹県）は、八王の乱の際に頻繁に諸王の拠点とされた土地であり、西晋期には軍事的な要衝の一つであった[19]。また、『晋書』巻五十九趙王倫伝に以下のようにある。

或謂秀曰、「散騎常侍楊準・黄門侍郎劉逵欲奉梁王肜以誅倫。」會有星變、乃徙肜丞相、居司徒府、轉準・逵爲外官。

或るひと（孫）秀に謂ひて曰く、「散騎常侍楊準・黄門侍郎劉逵は梁王肜を奉じて以て倫を誅せんと欲す」と。会（とき）に星変有り、乃ち肜を丞相に徙し、司徒府に居らしめ、準・逵を転じて外官と為せり。

梁王肜が丞相に任じられたのは永康元年（三〇〇）九月である。この時に劉逵は梁王肜を奉じて趙王倫に対して争乱を企てた嫌疑で、黄門侍郎から地方官へと左遷されている。次に『晋書』巻四十七傅祗伝を挙げる。

倫簒、又爲右光祿・開府、加侍中。惠帝還宮、祗以經受僞職請退、不許。初倫之簒也、孫秀與義陽王威等十餘人預撰儀式禪文。及倫敗、齊王冏收侍中劉逵、常侍騶捷・杜育、黄門郎陸機、右丞周導・王尊等付廷尉。倫簒（うば）ひて、又右光祿・開府と為り、侍中を加へらる。恵帝宮に還りて、（傅）祗偽職を経受せるを以て退かんことを請ふも、許されず。初め倫の簒ふや、孫秀義陽王威等十余人と儀式禅文を撰するに預る。倫の敗るるに及び、斉王冏侍中劉逵、常侍騶捷・杜育、黄門郎陸機、右丞周導・王尊等を収め廷尉に付せり。

趙王倫が帝位を簒奪するのは永寧元年（三〇一）正月である。その後、同年四月に趙王倫は誅殺される。劉逵はこの時侍中の職に就いており、趙王倫の帝位簒奪に関与したとして獄に下されている。

更に『晋書』巻九十二左思伝に記される、「三都賦」注釈者の一人である衛権が施した略解の序文に述べられる劉逵の官職は、劉逵注成立の背景を探る上で看過できないものである。

中書著作郎安平張載・中書郎濟南劉逵、竝以經學洽博、才章美茂、咸皆悅玩、爲之訓詁。
中書著作郎安平の張載・中書郎済南の劉逵、並びに経学の洽博、才章の美茂なるを以て、咸皆な悅玩し、之が為に訓詁す。

衛権の序文に拠れば、衛権が注釈を施した際に劉逵は中書郎に就いていた。また張載が中書著作郎に就いていたのは元康二年（二九二）以前である。[20] 皇甫謐の「三都賦序」が存在することから、「三都賦」は彼が没する太康三年（二八一）には既に完成している。また、略解の序文に皇甫謐が序文を執筆したことが明記されるため、[21] 衛権が略解を施したのは太康三年から元康二年の間と想定できる。更に言えば、劉逵が「三都賦」に対して注釈を施したのも元康二年以前と設定できよう。従って、「三都賦」の諸注釈は、左思「三都賦」完成後の十年以内に成立したと見るべきであろう。従来、これら諸注釈の成立時期は特に考慮されなかったが、その成立が本賦の完成から十年以内という短期間であることから、西晋人士の「三都賦」への関心が非常に高かったことが明瞭に看取される。

劉逵は、まず尚書郎で起家した後に一時的に地方官に任じられ、中書郎を経て黄門侍郎、外官と転任し、最終的には侍中であった際に下獄し、その官僚生活を終えたと見える。永康元年から永寧元年の一年間に黄門侍郎、外官、侍中を歴任した点については、短期間であることに疑問は残るが、永寧元年下獄の事実は動かせない。以上の官歴で最も注視すべきは、劉逵が注釈を施した際に就いていた中書郎である。中書郎は、西晋の武帝期には秘書省の職を兼務しており、宮中の蔵書を自由に閲覧できる地位にあった。[22] 更に劉逵が注釈を施したと推測される時期の中書省には、『中経新簿』や『穆天子伝』の編纂で知られる荀勗が中書監として在籍していた。[23] 彼の部下であったからこそ、劉逵は「三都賦」の注釈に「汲郡地中古文册書」を引用できたのであろう。

劉逵は、注釈を施す際に引用した文献の書名を逐次明記するが、これら当時最新の資料を大量且つ確実に引用できたのも、注釈を施した当時に就いていた中書郎という官職に依るところが大きいと言えよう。即ち、宮中の蔵書閲覧、利用の可否こそが、劉逵注の特質を形成した最も重要な要因の一つと捉えてよいであろう。

四、図書蒐集事業と知的欲求の向上

左思が「三都賦」を制作した西晋の武帝期には、摯虞の『文章流別志論』や荀勗の『中経新簿』に代表されるように、文体論が盛んに唱えられ、また、四部分類が開始されるなど、文学の形式や書物の在り方に大きな意識改革が行われた時代であった。例えば、『中経新簿』の分類において史部が経部より独立した点は看過できない事象である。[24] また晋代には、佐著作郎に名臣伝の執筆が義務づけられ、そのため数多くの人物伝が編纂されている。

かかる時代状況の中、西晋王朝による大規模な図書蒐集整理事業が展開された。泰始年間末に荀勗は張華と共に、劉向『別録』に基づいて宮中の蔵書を整理している。[25] また、『中経新簿』の丁部に「汲冢書」が含まれることから、蔵書の蒐集整理は「汲冢書」が発見された太康二年（二八二）以降まで継続したと判断される。当時中書省に属していた劉逵にとって、このような書物の急激な増加は忽視できない事態であったに違いない。西晋の武帝期は地方志や別伝の編纂が盛行すると共に「汲冢書」といった新資料が発見されるなど、後漢末の動乱期に比べ書物量が急激に増大した時期であった。これもまた、劉逵注成立の要因とするに足る現象であると言えよう。

西晋時代は、様々な点で変革の時代であると位置付けることができる。後漢末の動乱から凡そ半世紀が経った泰始元年（二六五）に三国が統一されると、それまでの武断から文治へと政治方針が転換した。この時代の潮流の中に劉逵注も含まれる。劉逵は「三都賦」注の序文で、注釈を施した経緯を次のように説明している。

> 觀中古以來爲賦者多矣、相如子虛擅名於前、班固兩都理勝其辭、張衡二京文過其意。至若此賦、擬議數家、傅辭會義、抑多精致。非夫研覈者不能練其旨、非夫博物者不能統其異。世咸貴遠而賤近、莫肯用心於明物。斯文吾有異焉、故聊以餘思爲其引詁、亦猶胡廣之於官箴、蔡邕之於典引也。
>
> 観るらく中古以来 賦を為る者多し、相如の「子虚」は名を前に擅まにし、班固の「両都」は理 其の辞に勝り、張衡の「二京」は文 其の意に過ぐ。此の賦（「三都賦」）の若きに至りては、数家を擬議し、辞を傅し義を会し、抑そも精致多し。夫の研覈する者に非ざれば其の旨を練ること能はず、夫の博物なる者に非ざれば其の異を統ぶること能はざるなり。世は咸な遠きを貴び近きを賤しみ、心を明物に用ゐるを肯ずる莫し。斯文 吾焉を

異とする有り、故に聊か余思を以て其の引詁を為り、亦た猶ほ胡広の官箴に於ける、蔡邕の典引に於けるがごときなり。

ここで劉逵は、漢代から賦の制作者が数多く存在したことを述べた上で、司馬相如や張衡、班固ら漢代の辞賦制作者を列挙する。司馬相如「子虚賦」に対してはその流行を認めるものの、班固「両都賦」は内容に対して措辞が未熟であり、張衡「二京賦」は文彩が意趣を超えているとそれぞれ批評する。つまり、文章の修辞と描写の内容とを兼ね備えることが困難であることを述べるのである。一方「三都賦」は、左思が先行する作品を詳細に分析した上で作品が制作されたため、文章の表現と内容とが調和し、細部にまで注意が払われていると評価する。更に、辞賦制作の前提条件として、様々な事物を精査した上での幅広い知識の習得が必要であることを指摘し、これまでの辞賦制作者の中で多くがこの条件を満たしていない中、左思がその条件を充足している点を評価する。しかし、当時の人士が「三都賦」に注目せず漢賦ばかりに関心を向けるため、「三都賦」に挙がる事象に対して文献に基づく考証を行ったと宣言する。劉逵はここで「三都賦」を評価する最大の要因として、左思が「研覈」及び「博物」であったことを主張するが、その背景には先述の西晋という変革の時代が存在すると、筆者は考える。

三国の統一により、三国分裂時には到底知り得なかった辺境地域までの情報が入手できる状況となるに伴い、西晋人士の知的欲求は急激に向上したであろう。[26] この時期に盛行した各地の地方志はもとより、張華による『博物志』の編纂は何よりの証左である。『博物志』は武帝も閲覧しており、[27] 西晋が占める広大な領域に実在する事象について、幅広く知識を獲得しようとする風潮が醸成されても何ら不自然ではない。陳寿の『三国志』における「魏志倭人伝」に代表される東夷伝の立伝も、西晋人士の知識欲の拡大に起因しよう。[28] かかる風潮があったからこそ、劉逵は三国の様々な事象に対して、地方志等を利用して考証する注釈方式を採用したのであろう。劉逵注以前の注釈は本文の字句を如何に解釈するかに重点が置かれ、あくまで本文解釈の一資料に過ぎなかった。しかし劉逵注では、本文中に描かれる事象が如何なるものかを把握することに注意が払われたため、注釈中に含まれる情報にも価値を見出し得るようになり、注釈方式のみならずその内容の面でも変容を遂げる結果となったのである。

このような図書蒐集整理事業や西晋人士の知的欲求の向上の背景として、当時に書写媒体が簡牘から紙へと転換

しつつあったことも考慮せねばならない。書写媒体の変化が学問形態や文学形式の発展に影響を及ぼすことは、夙に論及されるところである。[26] そもそも左思自身「三都賦」制作に紙を利用しており、同時期の文人である傅咸も紙自体に着目し「紙賦」を制作している。かかる書写媒体の変化も、西晋期に書物の編纂や整理に強く影響したものとして、古典に加えて当時最新の資料を大量に引用する劉逵注の成立と無関係とは言い切れない。

以上のように、劉逵注成立の背景には、西晋固有の社会的要因が数多く存在したのである。従来、劉逵注は「三都賦」解釈の一資料としてのみ看過されてきた。しかしながら、西晋の社会的要因を顧慮するとき、劉逵による「三都賦」への注釈は、ただに注釈であることに留まらず、西晋という変革の時代を象徴する現象の一つとして位置付けることができるのである。

注

（1）　本稿で使用する『文選』のテキストは、「蜀都賦」及び「呉都賦」の第477・478句「出車檻檻、被練鏘鏘」までは『文選集注』（以下集注本と略称）巻八・九を、他の作品は中国国家図書館蔵宋淳熙八年池陽郡斎刻本（以下尤本と略称）を底本とし、清胡克家重雕宋淳熙本（以下胡本と略称）及び他の諸本を参照。

「魏都賦」（『文選』巻六）の注は、尤本・胡本は張載注とする。しかし六家注（袁本）・六臣注（茶陵本）本及び九條本は注の冒頭に何れも「劉曰」と表記し、劉逵注とする。本稿は「蜀都賦」及び「呉都賦」の旧注を主な考察対象とする。「魏都賦」の旧注とその注釈方式が大きく異なるためである。例として、その第61句から第64句「故將語子以神州之略、赤縣之畿、魏都之卓犖、六合之樞機」句に対する注を挙げよう。

鄒衍[1]以爲儒者所謂中國者、於天下八十一分居一耳。中國名赤縣・神州。赤縣・神州内自有九州。禹之所敍九州也。是以不得爲州數、中國外若赤縣・神州者九、所謂九州者也。范雎[2]説秦王曰、魏韓、中國處而天下之樞也。

鄒衍以為らく儒者の所謂中国は、天下の八十一分に於て一に居るのみ。中国を赤県・神州と名づく。赤県・神州の内自ら九州有り。禹の叙する所の九州なり。是を以て州数と為すを得ず、中国の外赤県・神州の若き者九あり、

所謂九州なり。范雎秦王に説きて曰く、魏韓、中国の処にして天下の枢なり。

①の鄒衍の説は『史記』孟子荀卿列伝に、②の范雎の言説は『戦国策』秦策に出典を求められるが、何れも書名が明記されない。かかる注釈方式は劉逵注には殆ど存在せず、「魏都賦」の注は劉逵とは別人による可能性が高いと判断される。「三都賦」旧注の考察は、狩野充徳「左思三都賦諸家注考証」（『中国中世文学研究』第十一号、一九七六年）を参照。

（2）『爾雅』に曰く、梟羊は一に曰く鴞鴞。人の如し。面長く脣黒く、身は毛の踵に及ぶ有り。人を見れば則ち笑ふ。亦た『海南経』の云ふ所なり。『異物志』に曰く、麝狼は大なること麋の如し。角の前に岐の下に出で、反りて上に向かふ有り。長さは四五尺。広州に之有り。常に平地に居り、山林に入るを得ず。『山海経』に曰く、南海の外に猰貐有り、状は狗の如し。龍首にして、人を食らふ。狗は虎の属なり。或は曰く、能く化して人と為れり。象は九真および日南の山中に生る。大なる者は其の牙鼻長さ一丈にして、牙堕つ。烏塗は虎なり。江淮の間、虎を謂ひて烏塗と為す。犀は状は水牛の如く、頭は猪の似く、四足たるは象に類し、倉黒色なり。一角 額の前に当りて刺せり。鼻上の角は亦た堕つ。又小角有り、長さ五六寸、独り堕ちず。性は棘を食らふを好み、口中常に血を灑ぐ。武陵以南の山中に之有り。兕は獣なり。牛に似たり。

（3）小南一郎『楚辞とその注釈者たち』（朋友書店、二〇〇三年）第四章「王逸「楚辞章句」と楚辞文芸の伝承」を参照。小南氏は、王逸の注釈方式を王逸独自のものではなく、後漢期には一般的であると指摘する。

（4）『尚書』に曰く、正月元日、舜 文祖に格る。孟春は正月なり。元日は正日なり。群后は公卿の徒なり。旁は四方なり。戻は至なり。言ふこころは諸侯の正月一日四方従り至り、各おの来朝して天子に享するなり。『尚書』に曰く、百僚師師たり。百僚は百官を謂ふ。師師は相ひ師法とするを謂ふ。胥は相なり。洎は及なり。言ふこころは元日に百官此に於て相ひ連及し来朝して賀するなり。

（5）蟃蜒は大獣、貍に似て、長さ百尋。貙は貍に似て大し。犴は胡地の野犬なり。狐に似て小さし。蟃は音万。

（6）李善注と劉逵注の注釈方式の類似性については、張伯偉『中国古代文学批評方法研究』（中華書局、二〇〇二年）内篇第一章第三節「二、従経典解釈看文学解釈」を参照。

（7）　卭竹は興古および盤江以南に出づ。竹の中実ちて節高ければ以て杖を作るべし。『神農本草経』に曰く、菌桂は交阯に出で、貝きこと竹の如くして衆薬の通使と為せり。一に曰く菌薫。葉を蕙と曰ひ、根を薫と曰ふ。『南裔志』に曰く、龍眼荔支、荔支は朱提南広県、犍為僰道県に生ず。僰道従り江に随ひ東して巴郡江州県に至れば、往往に荔支有り。荔支樹は高さ五六丈。常に夏至を以て其の実赤に変じて食らふべし。龍眼は荔支に似て、其の実赤く食らふべし。卭竹・菌桂・龍眼・荔支は皆冬生して枯れず、山林に鬱茂するなり。

（8）　蠍蛦は鳥名なり。如今の所謂山鶏なり。其の雄は色斑にして、雌は色黒く、巴東に出づ。元亀は大亀なり。譙周『異物志』に曰く、涪淩に大亀多く、其の甲は以て卜すべし。其の縁中の叉は蝳瑁に似たり、俗に名づけて霊叉と曰ふ。

（9）　薛瑩『荊楊以南異物志』に曰く、餘甘は升李の如し、核に刺有り。初め之を食らはば味苦く、後に口中更に甘し。高涼・建安郡皆な之有り。荔枝樹は山中に生ず。葉は緑色、実は正赤、肉は正白にして、味甘し。

（10）　六朝期における地方志の編纂については、青山定雄「六朝時代に於ける地方誌編纂の沿革」（『池内博士還暦記念東洋史論叢』、座右宝刊行会、一九四〇年）及び同氏「六朝時代の地方誌について―撰者とその内容―」（『東方学報』〔東京〕第十二冊第三号、東方文化学院東京研究所、一九四一年）を参照。

（11）　「三都賦」制作の背景に、西晋王朝の対呉政策が関係していることについては、拙稿「左思「三都賦」は何故洛陽の紙価を貴めたか」（『中国文学論集』第三十八号、九州大学中国文学会、二〇〇九年）を参照。

（12）　『三国志』呉書巻五十三薛瑩伝に、「天紀四年、晉軍征晧、晧奉書於司馬伷・王渾・王濬請降、其文、瑩所造也。瑩既至洛陽、特先見敍、爲散騎常侍、答問處當、皆有條理。太康三年卒（天紀四年、晋軍 晧を征ち、晧 書を司馬伷・王渾・王濬に奉じて降らんことを請ふ、其の文、瑩の造りし所なり。瑩既に洛陽に至りて、特に先んじて叙せられ、散騎常侍為り、問に答ふれば当に処り、皆な條理有り。太康三年卒す）」と。

（13）　范鳳書『中国私家蔵書史』（大象出版社、二〇〇九年）第一編第二章「魏晋南北朝時期的私家蔵書」を参照。

（14）　「『汲郡地中古文冊書』に曰く、桀は傾宮を築き、瑶台を飾る。紂は瓊室を作り、玉門を立つ。其の夸麗なるを言ふ。」なお当該箇所において集注本は「飾瑤臺」を「飾瓊臺」に作るが注釈として意をなしておらず、尤本に従った。

（15）　汲冢書に関しては吉川忠夫「汲冢書発見前後」（『東方学報』〔京都〕第七十一冊、京都大学人文科学研究所、一九九

九年）及び唐明元『魏晋南北朝目録学研究』（二〇〇九年、巴蜀書社）第二章第三節「三、汲冢書出土、開始整理時間及其在『中経新簿』中的分類」を参照。なお吉川氏は劉逵注所引の「汲郡地中古文册書」を汲冢書の早い時期の引用例とする。

(16) 『晋書』巻五十一束晳伝に、「華爲司空、復以爲賊曹屬。……轉佐著作郎（華 司空為り、復た以て賊曹の属と為る。……〔束晳〕佐著作郎に転ず）」とあり、張華が元康六年に司空に就いた後に、束晳は佐著作郎に就いている。

(17) 杜預の『春秋経伝集解』後序に「汲冢書」に関して、「始者藏在祕府、余晩得見之。（始めは蔵されて秘府に在り、余晩れて之を見るを得たり）」とあり、「汲冢書」が宮中の祕府に収蔵されて以降、杜預も束晳同様に参照できたことが判る。少なくとも「汲冢書」の発見当初は、その閲覧は困難であったと思われる。

(18) 宮崎市定『九品官人法の研究　科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年）第二編第二章「魏晋の九品官人法」に拠れば、魏晋期には尚書郎で起家する場合が散見される。

(19) 『晋書』巻四惠帝紀に、「三月、平東將軍・齊王冏起兵以討倫、傳檄州郡、屯于陽翟（〔永寧元年〕三月、平東将軍・斉王冏 兵を起こし以て倫を討たんとし、檄を州郡に伝へ、陽翟に屯す）」と。

(20) 『晋書』巻二十四職官志に、「及晉受命、武帝以繆徵爲中書著作郎。元康二年、詔曰、『著作舊屬中書、而祕書既典文籍、今改中書著作爲祕書著作』（晋の受命するに及び、武帝 繆徴を以て中書著作郎と為す。元康二年、詔して曰く、『著作 旧くは中書に属し、而るに秘書既に文籍を典れば、今中書著作を改めて秘書著作と為す』）」と。

(21) 衛権の略解の序文（『晋書』巻九十二左思伝）に、「有晉徵士故太子中庶子安定皇甫謐、西州之逸士、耽籍樂道、高尚其事、覽斯文而慷慨、爲之都序（有晋の徴士にして故太子中庶子たる安定の皇甫謐、西州の逸士なり、籍に耽り道に楽しみ、其の事を高尚にす、斯の文を覧て慷慨し、之が都の序を為る）」と。

(22) 『晋書』巻二十四職官志に、「及晉受命、武帝以祕書幷中書省、其祕書著作之局不廢（晋の受命するに及びて、武帝 秘書を以て中書省に并せ、其の秘書著作の局は廃せず）」と。

(23) 荀勗については、『晋書』巻十六律暦志に、「泰始十年、中書監荀勗・中書令張華出御府銅竹律二十五具、……（泰始十年、中書監荀勗・中書令張華御府の銅竹律二十五具を出だし、……）」とあることから、泰始十年（二七四）には

中書監に就いていたと思われる。また、『晋書』巻三武帝紀に、「十一月丙辰、守尚書令・左光祿大夫荀勗卒（〔太康十年〕十一月丙辰、守尚書令・左光禄大夫荀勗卒す）」とあり、太康十年（二八九）に尚書令の職で没しているが、その晩年まで中書監の職に就いていたようである。

(24) 『中経新簿』で史部が独立した背景については、渡邉義浩「「史」の自立――魏晋期における別伝の盛行を中心として――」（『史学雑誌』第百十二編四号、史学会、二〇〇三年）を参照。

(25) 『晋書』巻三十九荀勗伝に、「俄領祕書監、與中書令張華依劉向『別錄』、整理記籍（俄に秘書監を領け、中書令張華と劉向『別録』に依りて、記籍を整理す）」と。

(26) 王運熙・楊明『魏晋南北朝文学批評史』（上海古籍出版社、一九八九年）第一編第三章第一節二「左思与皇甫謐」によれば、皇帝権力が政治問題により博識であることを重視したために、西晋人士の間でも同様に博識を好む風潮が存在したと指摘する。

(27) 晋の王嘉『拾遺記』に、「帝常以『博物志』十卷置於函中、暇日覽焉（〔武〕帝 常に『博物志』十巻を函中に置くを以てし、暇日 焉を覧る）」と。

(28) 西晋人士の辺境地域に対する関心の拡大については、静永健「漢籍初伝日本与「馬」之淵源関係考」（『浙江大学学報 人文社会科学版』第四十巻第五期、二〇一〇年）を参照。

(29) 清水茂「紙の発明と後漢の学風」（『東方学』第七十九輯、東方学会、一九九〇年。後に『中国目録学』〔筑摩書房、一九九一年〕に収録）は、紙の発明が鄭玄による訓詁学の大成をもたらしたと指摘する。また査屏球『従游士到儒士』（復旦大学出版社、二〇〇五年）第一章「紙簡替代与漢魏晋初文風」は、紙の普及が後漢から三国時代にかけての文学の発展に影響を及ぼしたと指摘する。また、紙の総合的研究として、潘吉星『中国造紙史』（上海人民出版社、二〇〇九年）第三章第一節「麻紙在社会上的普及与推広」を参照。